

水産業協同組合法に基づく浜松市長の処分に係る審査基準及び処分基準

この基準は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1 審査基準

- (1) 水産業協同組合法（以下「法」という。）法第15条の2第1項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済規程の認可に係る審査基準は、「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針（平成20年4月1日付け19水漁第3957号水産庁長官通知）」のとおりとする。
- (2) 法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済規程の変更又は廃止の認可に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (3) 法第17条の2第3項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合の契約条件の変更の申出の承認に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (4) 法第17条の1第1項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合の契約条件の変更の承認に係る審査基準は、(1)を準用する。
- (5) 法第48条第2項（法第86条第2項及び法第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の定款変更の認可に係る審査基準は、「漁協等の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について（平成20年12月26日付け20水漁第2006号水産庁長官通知）」のとおりとする。

- (6) 法第 6 3 条第 1 項 (法第 8 6 条第 3 項及び法第 9 6 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の設立の認可に係る審査基準は、(5) を準用する。
- (7) 法第 6 8 条第 2 項 (法第 8 6 条第 4 項及び法第 9 6 条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の解散の決議の認可に係る審査基準は、(5) を準用する。

2 標準処理期間

- (1) 許認可事項についてのそれぞれの標準処理期間は、別表に定めるとおりとし、別表記載以外の許認可事項については、類似の許認可事項の標準処理期間に準じて取り扱うものとする。
- (2) 前項の規定による標準処理期間は、申請書等を受理した日から起算して、当該申請に係る行政処分に関する文書を発送する日までの日数とする。ただし、申請書等の不備その他の事由により、申請人に対し申請書等の返戻及び内容の照会のために要した日数並びに 5 日以内の許認可事項に係る処理期間中の休日は、除くものとする。
- (3) 申請書等が所定の書式、内容を具備していないため受理できない場合には、当該申請書等を受け付けた日の翌日から起算して 5 日以内にその旨を明らかにして申請書等を返戻するものとする。この場合において、当該不備事項の内容の軽易なものについては、申請書等の返戻に代えて書面又は口頭による連絡を行うことができるものとする。
- (4) 特別の事由により、許認可事項の処理が標準処理期間を著しくこえることが予測される事項については当該事項についてはあらかじめ標準処理期間に処理できない旨の上司の決裁を受けるとともに、その旨関係人に通知するものとする。

第 2 不利益処分

1 処分基準

- (1) 法第 15 条の 19 (法第 96 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合に対する共済計理人の解任の命令に係る処分基準については、法第 15 条の 17 第 2 項に規定する共済計理人の要件を満たしていない場合又は法第 15 条の 18 に規定する共済計理人の職務に違反が認められる場合において、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。
- (2) 法第 17 条の 3 (法第 96 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合に対する共済契約の解約に係る業務の停止の命令に係る処分基準については、法第 17 条の 8 第 1 項に規定する共済調査人の調査の結果に基づき、共済契約者等の保護の見地から命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする
- (3) 法第 66 条の 2 (法第 86 条第 3 項及び法第 96 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の設立の認可の取消しに係る処分基準については、法第 63 条第 1 項の設立の認可があつた日から 90 日を経過しても設立の登記をしない場合において、組合の登記の目処、組合が未成立のまま継続し不安定な状態となったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする
- (4) 法第 123 条の 2 第 1 項の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合に対する共済事業の改善計画の提出又は変更の命令に係る処分基準については、「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針 (平成 20 年 4 月 1 日付け 19 水漁第 3957 号水産庁長官通知) 」のとおりとする。
- (5) 法第 123 条の 2 第 2 項の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合に対する共済規程等の変更又は業務の停止命令に係る処分基準については、(4) を準用する。
- (6) 法第 124 条第 1 項の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合に対する法令等違反による必要措置命令に係る

る処分基準については、「漁協等の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について（平成20年12月26日付け20水漁第2006号水産庁長官通知）」のとおりとする。

（7）法第124条第2項の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合に対する業務の停止又は役員の変更の命令に係る処分基準については、（6）を準用する。

（8）法第124条第3項の規定による漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済規程の認可の取消しに係る処分基準については、（4）を準用する。

（9）法第124条の2の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合に対する組合解散の命令に係る処分基準については、（6）を準用する。

以上のほか、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止していると認めるときは、「休眠組合の整理の手順について（水産業協同組合法施行通達 平成元年事務連絡）」によるものとする。

（10）法第125条第1項の規定による漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合に対する決議、選挙又は当選の取消しに係る処分基準については、議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求があった場合において、違反の程度、取消しをしなかったときの影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。

（11）法第126条第1項の規定による漁業協同組合、水産加工業協同組合に対する専用契約の取消しに係る処分基準については、契約内容が公序良俗に反するとき又は組合員等に不利益を強制するものであると認めるときは、組合員への影響などを総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。

附 則

この基準は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 浜松市農林水産部農業水産政策課水産業協同組合許認可事項処理基準（平成 21 年 3 月 31 日制定）は廃止する。

別表

許認可事項	根拠法令	標準処理期間	備考
水産業協同組合の共済規定の認可	水産業協同組合法	30日	
水産業協同組合の共済規定変更の認可	水産業協同組合法	30日	
水産業協同組合の定款の変更認可	水産業協同組合法	60日	
水産業協同組合設立の認可	水産業協同組合法	60日	
水産業協同組合解散の認可	水産業協同組合法	60日	